第20号様式別表１記載要領 ［１～４　略］ ５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 　また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。 ［６～８　略］ **第二十号の三の二様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係） ［様式　略］ 第20号の３の２様式記載要領 ［１・２　略］ ３　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。 ４　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。 ５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。 ６　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(16)の欄の金額を記載すること。 ［７・８　略］	第20号様式別表１記載要領 ［１～４　同左］ ５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の12））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 　また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。 ［６～８　同左］ **第二十号の三の二様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係） ［様式　同上］ 第20号の３の２様式記載要領 ［１・２　同左］ ３　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。 ４　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。 ５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。 ６　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(16)の欄の金額を記載すること。 ［７・８　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表九記載要領の改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から施行する。